

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月1日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (19名)

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博
1番 野口 敏春
2番 西村 正史
3番 川下 始
4番 川崎 豊洋
5番 福江 晋
6番 市丸 義則
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (11名)

笹本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
浦田 進
内田 秀敏
三原 仁
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員0名)

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(あっせん)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内 容
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただ今から第 16 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、1 番の野口委員と 2 番の西村委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第 56 号 2 件、議案第 57 号 2 件、議案第 58 号 1 件となっています。</p> <p>それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 2 件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	(解約報告)
議長	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>報告内容について、何かご意見ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>

議長	<p>ご意見等ないようなので、報告第1号1番及び2番について、追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので調査された、福江農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>26日に、三原推進委員と〇〇さん、〇〇の社長、4人で現地確認をしました。</p> <p>ここは、もともと豚舎が建っていたところです。元々、〇〇さんは豚を飼っておられて、お父さんが亡くなってから、もう25年くらいそのまま荒地にしていました。豚舎の中は、木が生えたり、己1119-13は山のようになっていました。</p> <p>ここで何を耕作するのかを〇〇さんに聞いたところ、造成して、玉ねぎを作りたいという意向でした。</p> <p>〇〇さんが、自分たちで作った玉ねぎとか野菜とかを使って、料理してお店を出したいということでした。</p> <p>それで、〇〇さんに何もしないんですかと聞いたところ、自分は何もしらんということで、全部〇〇さんをお願いしましたということでした。以上です。</p>
三原推進委員	<p>9月26日、福江委員と一緒にってきました。福江委員の言われたことに間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第56号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
大岡推進	<p>造成計画をしているということですけど、だいたい、いつ頃でどれぐらい</p>

委員	の規模で予定されているのか。お尋ねします。
福江委員	<p>とりあえず、町の基盤整備事業を勧めています。</p> <p>造成計画の時期については聞いていませんが、自分たちで機械等は全部持っておられるので自前で出来るそうですが、とりあえず、町の基盤整備事業を使えるんじゃないかということで勧めています。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第56号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。
福江委員	<p>26日に、〇〇さんと、三原推進委員と現場確認をしました。〇〇さんは、会議か何かということで、後で電話連絡をしました。</p> <p>ここはですね、〇〇さんは、〇〇市の方から通ってみかんを作っておられます。前々から太良町のみかん畑には来ていたということです。人夫として働いていた関係で、作ってみるねと声をかけられて、作ってみようということになったそうです。</p> <p>現場は、とにかく急斜面です。10年の設定期間がありますけど、その確認をしたところ、本人はここで頑張ってみますということでした。</p>

<p>三原推進 委員</p>	<p>新規就労関係は、〇〇市の方で申請をするということでした。以上です。</p> <p>9月26日、福江委員と一緒に話を聞いてきました。</p> <p>〇〇さんは、〇〇から1時間半かかっているそうです。</p> <p>そして、10年間は頑張るということなので、私たちが頑張ってくださいということをお願いしました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第56号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第56号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>西村委員</p>	<p>調査は、9月26日に行っています。</p>

	<p>〇〇さんと、〇〇さん、高島行政書士と、笹本推進委員と私で行っております。</p> <p>〇〇さんですが、諫早市で、造園業で株式会社を経営されているということです。</p> <p>この畑は、もともと〇〇さんが、玉ねぎを作ったということで、現在は、所有権移転をするため、草地になっています。</p> <p>周りの状況ですけれども、南北に2本水路がありますので、その水路を利用して排水を行うということでした。</p> <p>近隣耕作地の承諾と、区長、生産組合長からの同意書ももらっているということでした。</p> <p>現地で気になったのは、隣の西側と南側に住宅地があって、排水については大丈夫かなと思って、隣接の方に了解を受けているのかを確認したところ、〇〇さんには不動産の担当者から説明をされており、〇〇さんには、その調査の時に、奥様がいらっしゃいましたので、そこで説明を行ったという状況です。以上です。</p>
笹本推進委員	<p>〇〇さんの資材置場ということで、近くに〇〇さんの資材置場がありましたので、ああいう感じになりますよというのを言ってもらいましたので助かりました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第57号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。</p> <p>議案57号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>

	<p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>9月30日、大岡推進委員と、建築会社担当と〇〇さんの立ち会いのもと調査してきました。</p> <p>実は、この土地については、4年ほど前までは、田んぼだったんですが、大潮時に川の方から潮があがってくるため、田んぼでは耕作が難しいということで、道並までかさ上げをして畑にしたいと話がありました。</p> <p>それで、形状変更を申請して、畑にしてブドウを作りたいということで、〇〇さんに頑張ってくださいということで、当時の農業委員会で許可を出したという経緯があります。</p> <p>ところが、今回、農地から宅地に転用するということがあったので、ブドウの話はどうなったのか話を聞いたところ、当初、ブドウをする予定だったのが、周りが住宅地だったために、農薬散布等で周りに迷惑が加かると、そういうことで難しいとなったそうです。</p> <p>それで、ここは、一部の土地を稲のための苗床にしておりますということで、今年まで苗を育てて植えましたということでした。</p> <p>申請地の道を挟んだ向かい側に〇〇さんの実家があるんですが、当初、実家をリフォームしてとかを考えたんですが、それには数千万かかると言われて、再度考えたところ、ここが一番いいんじゃないかということで、親も許可してくれたということです。</p> <p>さっきもあつた雨水の問題ですが、横に川がありますので、そこに近い方に建物を建てるということで、雨水はそちらに流れるのでおそらく問題はないと思います。</p> <p>そういうことで、周りが全部住宅等の土地なので、しょうがないというような話をしながら帰ってきたところです。以上です。</p>
大岡推進委員	<p>先ほど中島委員さんから、すべてお話をさせていただきました。</p> <p>私が言ったのは、ここは一般住宅ということですけども、実際、農家住宅という形になれば、分筆はしないで、農業用関係の資材置場とか駐車場利用</p>

	<p>すれば、500平方メートルを超えて広いですがけれども、賄えるんじゃないかということで、妥当な計画ではないかなということで判断したところです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第57号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第57号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第58号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による所有権移転について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>本件は、9月10日にあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。</p> <p>今回の総会にかけまして、売主の方から佐賀県農業公社への所有権移転を審議し、売主の方から佐賀県農業公社へ所有権移転が行われます。</p> <p>また、来月の総会で、佐賀県農業公社から買主の方への所有権移転を審議していただくような形となっております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の江下推進委員から補足の説明はありませんか。</p>
江下推進委員	<p>特にありません。</p>

議長	<p>私からの補足説明はありません。 それでは議案第58号1番について、ご異議ご意見ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第58号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案通り認められました。 以上で、本日の議案の審議、ならびに協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第16回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。 お疲れ様でした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 6 年 10 月 1 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 野 口 敏 春

議事録署名者 西 村 正 史